

Ⅸ 「民間活力導入に係る基本的な考え方」に関連した計画

1 北海道総合計画

道では、道民の皆様からの貴重なご意見をもとに、道政の基本指針となる計画である「北海道総合計画」を平成28年（2016年）3月に策定。この計画は、策定から10年間（平成28年度～令和7年度）の道政の基本的な方向を総合的に示すもので、新型コロナウイルス感染症の流行により道民の皆様のご生活や経済に大きな影響が及んだことから、令和3年（2021年）に見直しを行っている。

このなかで、都市基盤を支える重要な社会基盤施設である道立都市公園が持つ既存ストックを有効活用しながら、適切な維持管理を行うことが明記されている。

北海道総合計画（抜粋）

（7）持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備

将来像 ② 安全・安心 将来像 ④ 北海道ブランド

政策の方向性

■産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備

- 社会資本が引き続き本道の産業活動や暮らしを支え、地域の発展に寄与していくため、「選択と集中」の観点に立った戦略的・効果的な社会資本整備を進めるとともに、既存ストック*の有効活用や適切な維持管理を行います。
- 社会資本の多くは、高度経済成長期以降に集中して整備されており、今後、一斉にその更新時期を迎えることから、産業活動や道民の暮らしに必要なインフラ機能の確保に向け、施設の定期的な点検・診断結果に基づく計画的な修繕や更新といったメンテナンスサイクルの構築や、予防保全の考え方を導入した既存施設の長寿命化を図るなど、社会資本の効率的・効果的な維持管理・更新等を図ります。

既存ストック：ストック（stock）とは、「在庫、備蓄」の意味であり、「既存ストック」とは、道路、河川、上下水道、公園、学校、通信施設などの生活や産業活動を支える基盤整備や公共施設、建物など、これまでに整備された社会資本のこと。

2 北海道強靱化計画

国では、東日本大震災などから得られた教訓を踏まえ、事前防災・減災及び迅速な復旧復興のため、平成25年（2013年）12月、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を策定し、大規模自然災害等に備えて強くしなやかな国づくりを進めている。

道においても、こうした国の動きを踏まえ、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、全国に先駆け平成27年（2015年）3月に「北海道強靱化計画」を策定し、強靱な地域づくりを推進している。

このなかで、道立都市公園は、災害時における避難場所として活用されることが明記されている。

北海道強靱化計画（抜粋）

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。 [国、道、市町村、民間] 《道内》

（避難場所等の指定・整備・普及啓発）

- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の实情に応じた施設整備を計画的に促進する。 [国、道、市町村] 《道内》

3 北海道みどりの基本方針

北海道みどりの基本方針（以下「基本方針」という。）は、道内都市圏における、緑地の保全や緑化の推進等に係る方向性を示し、関係機関や住民の理解を得ながら都市の「みどり」の保全や整備、質の向上や有効活用を図って、道民の健康で文化的な都市生活を確保することを目的としている。

基本方針は、都市緑地法の具体的な運用を示した都市緑地運用方針に基づき定められた「広域緑地計画」であり、一の市町の区域を越えた広域の見地からの検討により、地域の実情に応じて必要な緑地の保全や緑化の推進の方針が示されている。基本方針では、道立都市公園の民間活用に関して検討を進める旨が明記されている。



北海道みどりの基本方針（抜粋）

第五章 ～広域公園の基本的な考え方～

4 広域公園計画の基本方針

(2) 整備方針

④新規公園の整備、既存公園の再整備にあつては、施設の特性や地域の状況等に
応じて、民間の資金、経営能力や技術能力の活用等による、効率的かつ効果的
な整備手法（PPP/PFIによる民間活用、公募設置管理制度（Park-PFI）によ
る収益施設の活用等）を検討します。

(4) 管理運営方針

④施設の特性や地域の状況等によっては、民間活用などの多様な主体による管理
手法の導入や、ネーミングライツなどの民間資本の活用などによる持続可能な
管理運営体制を検討し、個性的かつ魅力ある公園づくりを進めていきます。民
間活用においては、PPP/PFI制度や公募設置管理制度（Park-PFI）による収
益施設の活用などの導入の可能性について検討を進めます。



北海道立都市公園における 民間活力導入に係る基本的な考え方

発行 令和6年（2024年）●月
北海道建設部まちづくり局都市環境課

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

TEL：011-231-4111

FAX：011-232-0612

E-mail：kensetsu.koka2@pref.hokkaido.lg.jp